



栃木県公報

令和5(2023)年
8月1日(火)
第426号

目次

告示

- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 647
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し..... 647
- 土地改良区定款変更の認可..... 648
- 道路の区域の変更..... 648
- 道路の供用開始..... 649
- 包括外部監査契約の締結として告示した事項の変更..... 650

告示

栃木県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5(2023)年8月1日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和5 (2023)年 6月15日	社会福祉法人 恵愛会	芳賀郡茂木町大字 千本452-1	特別養護老人ホーム せんぼんの家	芳賀郡茂木町大字 千本452-1	短期入所生活介護

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
令和5 (2023)年 6月15日	社会福祉法人 恵愛会	芳賀郡茂木町大字 千本452-1	特別養護老人ホーム せんぼんの家	芳賀郡茂木町大字 千本452-1	介護予防短期入所生活介護

(保健福祉課)

栃木県告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和5(2023)年8月1日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の取消しの年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0911100246	ディンクルサポートセンター	矢板市富田527-7	C D P フロンティア株式会社	宇都宮市峰2-2-1	令和5(2023)年6月29日	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援

(障害福祉課)

栃木県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5(2023)年8月1日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	認可年月日
小倉堰土地改良区	令和5(2023)年7月21日
間々田乙女土地改良区	令和5(2023)年7月24日

(農地整備課)

栃木県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5(2023)年8月1日から同年9月1日まで一般の縦覧に供する。

令和5(2023)年8月1日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 栃木小山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
31	前	小山市大字卒島1210から 小山市大字卒島1164-1まで	38.2～39.4	180.0	
	後	小山市大字卒島1210から 小山市大字卒島1164-1まで	38.2～39.4	180.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 藤岡乙女線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
50	前	小山市大字網戸1645から 小山市大字乙女1775まで	9.7 ~ 54.7	1250.0	
	後	小山市大字網戸1645から 小山市大字乙女1775まで	14.6 ~ 73.3	1250.0	

Ⅲ

道路の種類 県道
路線名 一般県道 西小埜真岡線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
77	前	芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-8 から 芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-10 まで	11.5 ~ 13.2	20.2	
	後	芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-8 から 芳賀郡益子町大字前沢字荒町925-10 まで	11.5 ~ 13.2	20.2	

Ⅳ

道路の種類 県道
路線名 一般県道 西田井二宮線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
166	前A	真岡市大根田1489-1から 真岡市久下田西四丁目136まで	7.0 ~ 33.1	2926.0	
	前B	真岡市鹿2480から 真岡市久下田西四丁目136まで	12.6 ~ 38.5	2940.0	
	後	真岡市鹿2480から 真岡市久下田西四丁目136まで	12.6 ~ 38.5	2940.0	

栃木県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和5（2023）8月1日から同年9月1日まで一般の縦覧に供する。

令和5（2023）年8月1日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
------	-------	---------------	---------

25	主要地方道 那須烏山矢板線	さくら市上河戸山野前800-10から さくら市上河戸山野前800-10まで	令和5(2023)年 8月1日
----	------------------	--	--------------------

(道路保全課)

栃木県告示第311号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第6項の規定により告示した包括外部監査契約の締結について、包括外部監査契約を締結した者に住所変更があったので次のとおり告示する。

令和5(2023)年8月1日

栃木県知事 福田 富一

包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 江原 照雄

変更後の住所 宇都宮市東宿郷5丁目2番10号 ノブレス駅東公園403号室

(監査委員事務局)